

令和 3 年度病床機能報告における 広島県の定量的な基準の適用について

1 要旨

国からの通知により、令和 3 年度以降の病床機能報告における入院診療実績の報告内容等が変更されたことに伴い、令和 3 年度「広島県の定量的な基準」の適用について検討し、参考にする場合は、2 に示すとおり対応することとした。

2 令和 3 年度の対応（資料 3 - 2 ）

通年化に伴うしきい値については、しきい値を設定する際の基準となる通年データがない（令和 3 年度報告から通年化）ことなどから、令和 2 年 6 月のデータを活用し、しきい値は現行しきい値（資料 3 - 2 P 4 参考）を用いる。

なお、コロナ感染症の影響のある病院については、各病院の自主的な判断による。